

## 徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

### 1 日 時

平成30年1月30日（火） 午後2時から午後3時

### 2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

### 3 出席者

＜委員＞ 委員17名中13名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

井内一貴委員，近藤光男委員，貞本秀昭委員，東條昭二委員，  
百々健一委員，中村英雄委員，中村秀美委員，林容子委員，  
町口美千代委員，萬野行子委員，水口裕之委員（副部会長），  
本仲純子委員（部会長）

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

松崎由美委員（代理出席）

＜事務局＞

鎌倉県民環境部次長，津田環境管理課長 ほか

### ○ 会議次第

1 開会

2 挨拶

3 審議

（1）平成30年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

4 その他

5 閉会

### ○ 配付資料

会議次第

出席者名簿

配席表

測定計画に係る徳島県知事から環境審議会会長宛ての諮問文（写）

測定計画に係る環境審議会会長から生活環境部会長宛ての付議文（写）

資料1-1 平成30年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要

資料1-2 平成30年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）

資料1-3 平成30年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

資料2-1 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

資料2-2 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況について

### ■ 議事概要

【事務局】

それでは，定刻が参りましたので，ただ今から，徳島県環境審議会生活環境部会を開催

いたします。

本日の出席委員は13名となっております。当部会の委員数17名の過半数の方が御出席いただいておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定によりまして、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条で、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事も録音いたしますので、御了承ください。

それでは、はじめに、県民環境部次長の鎌倉から御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

【事務局】

ここで、本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

(会議資料の確認)

【事務局】

それでは審議に移ります。本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行につきましては、徳島県環境審議会運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長をお願いし、議事を進行していただきたいと思っております。

それでは、本仲部会長、よろしくをお願いいたします。

【部会長】

部会長の本仲でございます。これから議事の進行をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、審議に対する御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから審議に入らせていただきます。

まずはじめに、「平成30年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

計画そのものについては異論はありません。

教えていただきたいことが2点ございます。

資料の1-1の概要版の1ページのところでその他項目に塩素イオン等とありますが、塩素イオンを測定するのは、河川、海域、地下水、全てでしょうか。

【事務局】

河川、海域、地下水全部で測っております。

資料1-2の計画の各測定項目をすべて載せておりまして、河川ですと5ページから右のほうにその他の項目で表示に塩素イオンという項目があり、河川でもその地点で測定を行うこととしております。

【委員】

河川とかで塩素イオンを測るのはどこからその塩素イオンが供給されているのかなと気になっております。

陸域でも若干入ってきますが、海域に近ければ海から入ってくるのかなと思います。

それから、塩素イオンという言葉で、後ろのページの水質基準には書いているんですが、最近では塩化物イオンと呼んでいたと思います。資料2-1の計画44ページのその他項目のところで塩素イオンと書いています。環境省からの告示か何かだと思んですが、塩素イオンって書かれているかどうか。それなら問題ないと思うのですが、化学的には今、塩化物イオンと呼ぶと聞いています。

【事務局】

確認させていただきます。

【委員】

もう1点確認させてください。

pHについて、11ページに水素イオン濃度と書いてあるんですが、これも水素イオン濃度指数か水素イオン指数かのどちらかを使う気がします。

水素イオン濃度であることは確かなのですが、水素イオン濃度そのものではなくて、濃度の逆数の常用対数を使いますので、しかも濃度ですと単位がつかないといけない。pHは単位がない。だから指数という言葉を入れているようにお聞きしています。

【部会長】

環境省にしたがっていけばよろしいかと思えます。

【委員】

表の方は水素イオン濃度と書いてありましたが、環境省の告示か法律のほうがそうなっているならばいいと思います。

【委員】

水がだんだんきれいになりすぎて、海の方に排出される化学物質の量が減っており、ワカメの色落ちとか色々問題があり、それに対しては栄養分を供給するような対策を取るとニュースでも言ってます。実際、企業から排出されるものはりと窒素は規制が厳しいところがあってなかなか難しいんですが、りんは沈殿させて汚泥と一緒に排出するというこ

とで産廃として簡単に出せます。アンモニアから出る窒素分に関しては、昔は硝酸を使っていたのですが、硝酸は使えなくなって、アンモニアは使わないわけにはいかないということで、アンモニアはかなり使っています。LEDで使うアンモニアは気体で出てきますから、燃焼装置で焼いているのですが、電池材料を作る方はかなりアンモニアが出てきます。産廃にする前に蒸留するとかしているのですが、処理に1年間に9億円ぐらいかかっています。そのあたりの規制をゆるめていただければ、排水に処理費用が削減されていく。瀬戸内法は他の法律に比べて企業にとっては厳しいという感じですが、5年間調査して頂くという話は聞いているんですけどね。

水質汚濁防止法に基づいて、計画・結果を公表しているということで、県民がそれほど関心を持たなくてもいいのかなと思いますが、ホームページに公表されているのは、この資料と同じものが出ていますよね。せっかくこれだけ費用をかけてやっていることですから、もっとPRするような形で、わかりやすいような形で汚染はされてませんよと宣伝するようなページを最初につけたらと思います。

ホームページを見せてもらったんですが、同じ数字がならんでいるなということだったので、もう少しPRするようにしたらいいかなと思います。

#### 【事務局】

窒素、りんについては、国の方が調査研究を進めているところでございます。漁業関係者からは窒素、りんについては言われているところでございますが、環境省サイドからは、窒素・りんの因果関係はわからないとしております。これにつきましては、国から情報が出てくるとお思いますので、その情報は機会がある毎に提供させて頂きます。今後また県の方向性や政策提言に反映させていきたいと考えております。

ホームページについては、最近、県ホームページも改訂しまして、全体的にはわかりやすく打ち出しておりますが、やはりひとつひとつはわかりにくいという御指摘もあると思います。我々サイドは数字というものが外に出すひとつの基準になります。見やすくなる工夫も大事ですが、ただ、数字は数字として出していくべきですので、今は、里海のホームページを作っておりますので、できるだけわかりやすくする工夫はしております。今後、検討して参りたいと思っております。

#### 【委員】

PDCAサイクルというのは、計画を立てて、調査をして、公表して、次の段階に進む前に、チェック、いわゆる何がどう問題があるのか、どこをどう改善するのかというところをチェックして、次にアクションに行くことがビジネスでも言われていると思うのですが、いまはPのところになるのかなと思うのですが、次、D、調査が行われて、CとAの次の調査というところで、ホームページに数値として公表するだけなのか、それともしっかりとその後、問題点をチェックして改善点を出していくのとかというところが、少し疑問に思いましたので、調査の後の過程というのを教えて頂きたいと思っております。

#### 【事務局】

PDCAサイクルについての御質問ですが、まず、プランが今回、御審議頂いているものです。プランにもとづきまして、実際に水質の調査、これがD。それからチェックですが、調査をするということは水質の数字が出てきます。数字には環境基準がございますので、その環境基準に適合しているかチェックしています。環境基準に適合していない場合は、それはなぜかと原因をさぐったり、周辺に環境影響がないかを調べます。

それから、アクションが原因究明になります。自然由来なのか人為的なものであるのか、人為的なものであれば、どうすれば改善されるのか。一度悪い数字が出ますと、たとえば地下水でしたら、継続調査ということで毎年のように見ております。問題ないところは、ローリング調査で毎年変わっていきませんが、問題があるところは継続という形ですとしておりますし、その中で原因究明やどのような形で改善されているか経過観察をしております。

【部会長】

いろいろ御意見が出ましたが、当部会では、報告をまとめる必要があります。事務局から、「報告（案）」を配布させていただきますので、御覧ください。

【事務局】

（報告案を配布）

【部会長】

報告（案）について御意見はございませんでしょうか。  
特に御意見がないようですので、本案を部会報告とすることでよろしいでしょうか。  
では、異議もないようですので、本案をもって部会報告とさせていただきます。  
それでは事務局で報告案を朗読していただけますか。

【事務局】

（報告案を朗読）

【部会長】

ありがとうございました。  
今、朗読していただきましたけれど、このことについて何か御意見はございませんでしょうか。

【部会長】

この文案をもって部会の報告とさせていただきたいと思います。これを環境審議会の会長に報告させていただきます。なお、本日は、環境審議会の近藤会長が出席されておりますので、ここで一言お願いしたいと思います。

【会長】

環境審議会会長の近藤です。  
先ほど取りまとめられました部会報告を徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定により、環境審議会の決議として知事に答申したいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。  
続きまして、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

最後の栄養塩の管理運転をされているということですが、この場所をお聞きしてもよろしいのでしょうか。

【事務局】

旧吉野川の浄化センターで行っております。

【委員】

旧吉野川の流量というのがありますよね。細いですけど、ある程度水が流れてますよね。というのも、先ほどの説明で従来の出している量の倍にして出しているということだったのですが、出す量が濃度でなくて、結局総量でどれだけ元の旧吉野川の流量に対して、出しているかという総量で把握しておかないとだめなのかなと思ったので。

【事務局】

それについては、旧吉野川浄化センターは計画段階でどのくらい出すかは決まっております、冬場のノリの季節に対して緩和運転ということで、窒素については多めに出す実証実験をしております。

冬場はどうしても栄養塩が不足するというのが実態としてございますので、それを踏まえた上で数値というので把握していると聞いています。ただし、距離が離れたところでは影響が出にくいということも問題点として聞いております。

【部会長】

ありがとうございました。

御意見もないようですので、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

議事の進行につきまして、御協力ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

最後に、県民環境部次長の鎌倉からお礼を申し上げます。

(お礼)

【事務局】

以上をもちまして、徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

ありがとうございました。